

結婚 出産 子育て

に関するお知らせ

子育て短期支援事業

本事業は、保護者の都合（病気や出張など）により、養育が一時的に困難となった場合、児童養護施設『釧路まりも学園』で子どもを預かってもらう制度です。

対象者／町内在住で18歳未満の子どもを養育する保護者が、次のいずれかに該当する場合

- ①疾病 ②育児・看病疲れ、精神上的の事由 ③出産、看護、事故、災害など家庭養育上の事由
- ④冠婚葬祭、転勤、出張や学校等の公的行事への参加などの社会的事由 ⑤その他

申請方法／申請書を子育て支援係に提出してください。1カ月以上前の予約が必要です。お金はかかりません。

利用期間／1泊2日～7泊8日以内で、送迎は保護者対応となります。

産前・産後ケア事業

助産師が自宅に伺って行く、訪問型の産前・産後ケアの他に、新たにデイケア（日帰り）型と宿泊型の産後ケアが受けられるようになりました。

○自宅で受ける訪問型

対象／町内在住の妊婦・産婦、または里帰りしている妊婦・産婦
・利用回数は無制限、利用料は無料です。

○デイケア（日帰り）型（4時間以上8時間未満の滞在）・宿泊型

対象／町内在住で出産後1年未満の方

- ・日帰り型…1回2,000円、10回まで。
- ・宿泊型…1泊3,000円、7泊まで。

※キャンセルは、利用前日の午前中までとなります。

- ・希望者は健康支援係に申請書を提出してください。「利用承認通知書」と「利用カード」を渡しますので、直接助産院へ予約してください。

【利用できる助産院】

助産院マタニティアイ ☎ 0154 - 37 - 2110

イコロ助産院 ☎ 080 - 7736 - 9523

結婚祝い金

本事業は結婚を祝福し、新婚生活に係る準備費用の一部を結婚祝い金として補助するものです。

○対象者

- ①婚姻日が令和6年4月1日以降で、39歳以下の夫婦
- ②町内在住で1年以上居住する意思がある夫婦

申請方法／婚姻届提出後、1年未満の期間内に申請書を子育て支援係へ提出

金額／生活に必要なものを町内で購入した場合、30万円を上限に補助します。

不妊治療費等の助成

一般不妊治療と生殖補助医療の自己負担分を全額と交通費の一部を助成します。また、令和6年度からは新たに宿泊費の一部を助成します。

出産祝い金増額

令和6年度より、支給額を5万円から**10万円**に増額しました。また、利用できる店舗も増え、より使いやすくなりました。

出生後に申請書を記入していただきます。

－ 問合せ先 －

子育て短期支援事業、結婚祝い金
健康こども課子育て支援係 内線 (522)

産前・産後ケア事業、不妊治療費、出産祝い金
健康こども課健康支援係 内線 (593)